

広島県訓令第十一号

本 庁  
地 方 機 関

広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

広島県副知事の担任事務等に関する規程（平成十九年広島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ロ中「組織」を「定員」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 副知事城納一昭の担任事務

- イ 会計管理部（会計管理者の権限に属することを除く。）及び危機管理監の事務
  - ロ 総務局総務課、秘書課、財産管理課、営繕課、税務課、分権改革課、広報課、統  
計課、研究開発課及び戦略企画チームの事務
  - ハ 総務局人事課の事務（目標管理・評価システムに係るものを除く。）
  - ニ 総務局戦略推進課の事務（PDCAサイクルに係るものを除く。）
  - ホ 地域政策局、環境県民局、健康福祉局、土木局及び都市局の事務
  - ヘ 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、  
海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整の事務
- 三 副知事下善昭の担任事務
- イ 総務局行政管理課、福利課及び財政課の事務
  - ロ 総務局人事課の事務（目標管理・評価システムに係るものに限る。）
  - ハ 総務局戦略推進課の事務（PDCAサイクルに係るものに限る。）
  - ニ 商工労働局及び農林水産局の事務
  - ホ 企業局、病院事業局及び公安委員会との連絡調整の事務

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。